

## 議第 2 1 1 号 グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、グリーンヒル郷原の施設使用料について額の改定をするものです。

### 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間等区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

#### (1) 宿泊施設

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
宿泊施設	青少年：ベッド	1. 2	4 6 0	5 5 0
	青少年：和室	1. 2	7 0 0	8 4 0
	一般：ベッド	1. 2	1, 6 9 0	2, 0 3 0
	一般：和室	1. 2	2, 5 4 0	3, 0 5 0

#### (2) 研修室等

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
研修室サフ ランⅠ	9：00～12：00	1. 2	1, 1 0 0	1, 3 2 0
	12：00～17：00	1. 2	1, 8 5 0	2, 2 2 0
	17：00～22：00	1. 2	2, 2 1 0	2, 6 5 0
研修室サフ ランⅡ	9：00～12：00	1. 2	1, 1 0 0	1, 3 2 0
	12：00～17：00	1. 2	1, 8 5 0	2, 2 2 0
	17：00～22：00	1. 2	2, 2 1 0	2, 6 5 0
研修室ロー ズマリーⅠ	9：00～12：00	1. 2	1, 4 0 0	1, 6 8 0
	12：00～17：00	1. 2	2, 3 4 0	2, 8 1 0
	17：00～22：00	1. 2	2, 8 2 0	3, 3 8 0
研修室ロー ズマリーⅡ	9：00～12：00	1. 2	1, 1 0 0	1, 3 2 0
	12：00～17：00	1. 2	1, 8 5 0	2, 2 2 0
	17：00～22：00	1. 2	2, 2 1 0	2, 6 5 0
多目的広場	9：00～12：00	1. 2	6 2 0	7 4 0
	12：00～17：00	1. 2	1, 0 5 0	1, 2 6 0
	17：00～22：00	1. 2	1, 0 5 0	1, 2 6 0
	上記時間帯以外の2時間	1. 2	3 0 0	3 6 0
ゲートボー ル場	9：00～12：00	1. 2	4 1 0	4 9 0
	12：00～17：00	1. 2	7 0 0	8 4 0
	上記時間帯以外の2時間	1. 2	2 0 0	2 4 0

(3) 食品加工場等

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
食品加工場	9:00~12:00	0.7	660	460
	12:00~17:00	0.7	1,100	770
市民農園	1月・1区画	1.2	370	440

3 施行期日

令和2年4月1日